住みよいまちづくりのために

平成24年 第2回定例会

6月12日から14日までの会期で開催され、多岐にわたり審議が行われました。

一般議案に対する審議

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

小中学校適正配置計画 策定委員の報酬

問 小中学校適正配置計画策定委員の中で、識見を有する委員（大学教授）の報酬は、大学側の出張基準に関係なく、六、〇〇〇円でよいのか。

答 確かに大学の先生はかなり高い時給になりますが、他の審議会等においても学識経験者については六、〇〇〇円となっています。大学側ともある程度コンセンサスは得ており、今回の適正配置や、さまざまな分野で学術的なものを地域におろし、自分のノウハウで貢献したいということで、大学側の理解は得ています。

農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正

農業委員会の選挙定数の変更は

問 農業委員の定数が岩瀬八人、真壁七人、大和五人と変更されるわけだが、総数二十人は変わっていない。農業人口の減少により、市発足時は委員一人当たりの選挙人が六〇〇人いたのに、今では五〇〇人を切っている。総数の変更はないのか。

答 農業者の数字を勘案して、今後検討を重ねていきます。

問 選挙人名簿はどのような要件なのか。耕地面積ではないのか。

答 十アール以上耕作している農業経営主は、当然選挙人名簿に掲載できます。農業委員会法では、牛や馬を飼っていたり、畜産業を営んでいても選挙人の対象になります。また、家族就労者においては、年間六十日以上の勤務実態がなければ選挙人名簿には掲載できません。

市営駐車場及び自転車置場の設置及び管理に関する条例の一部改正

放置自転車の処理

問 放置自転車の処理は経過してから市に帰属することになっています。観察期間を七～十日に想定して、その後二十～三十日保管、そして処分の日までを六ヵ月ということで進めています。

六ヵ月間預かってからということだが、錆びたりして、再利用するにも引き取り手がなくなるのではないか。

答 駐車対策の総合的推進に関する法律の中で、告示の日から起算して六ヵ月を

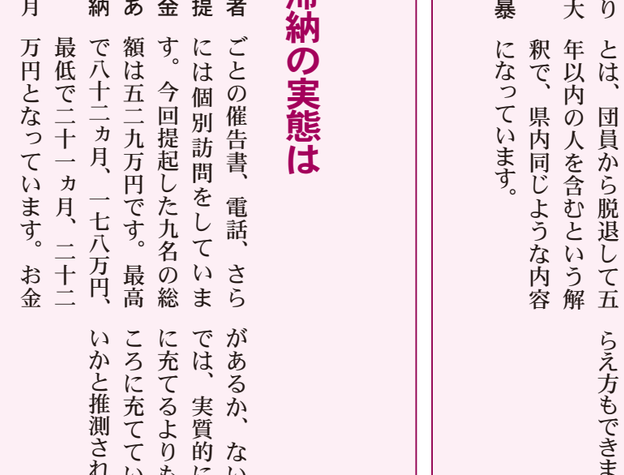

岩瀬駅自転車置場

暴力団排除条例

市民の安全のため、暴力団排除条例を制定

問 突然この条例が議会だよりに出ても市民には説明がつかない。この条例の提案理由を説明してほしい。特にこの条例が必要となる切迫した理由があるのか。

答 制定の背景には、社会対暴力団という形で対処していこうということがあります。近隣の筑西市など大半が条例制定されました。

問 暴力団、暴力団員、暴力団員等とは、どのような人のことをいい、どう違うのか。

答 暴力団とは、警察で指定暴力団として指定されている何々組や、何々会などを指し、その構成員が暴力団員、そして、暴力団員等とは、団員から脱退して五年以内の人を含むという解釈で、県内同じような内容になっています。

問 暴力団だと分からず、普通の市民としておつき合いしている場合、問題ないのではないか。

答 分からないでということですが、解釈によれば、誰だろうが一市民であることに変わりはないというとらえ方もできます。

訴えの提起について

市営住宅家賃滞納の実態は

問 市営住宅の家賃未納者への裁判を起こすという提起があったが、本当にお金がなくて払えないのか、あるのに払わないのか、滞納の実態と市の努力を伺う。

答 毎月の督促状、三ヵ月ごとの催告書、電話、さらには個別訪問をしています。今回提起した九名の総額は五二九万円です。最高で八十二ヵ月、一七八万円、最低で二十一ヵ月、二十二万円となっています。お金があるか、ないかという件では、実質的には、生活費に充てるよりもその他のところに充てているのではないかと推測されます。